

大阪府立大型児童館ビッグバンウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）が、インターネット上に公開している大阪府立大型児童館ビッグバンウェブサイト（以下「ビッグバンウェブサイト」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条

- 1 ビッグバンウェブサイトに掲載する広告は、府民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。
 - (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの及び主義主張などの意見広告やこれに類するもの
 - (4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
 - (5) 他社を排謗・中傷する内容を含むもの
 - (6) 虚偽、又は誇大な表現で府民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
 - (7) 大阪府及びビッグバンが推奨しているかのような、誤解をあたえるおそれのあるもの
 - (8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
 - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条各号の適用を受ける業種、及び類似する業種
 - (10) 社員等の求人広告又はこれに類するもの
 - (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (12) 青少年保護及び健全育成の観点からふさわしくないもの
 - (13) 広告しようとする事業について官公署の免許、認可等を必要とする場合に、その免許又は認可等を受けていないもの
 - (14) 広告主（団体にあつては代表者を含む。）の行う事業又は行為が社会的批判、若しくは

指弾の対象となっているもの

- (15) ビッグバン及びビッグバンウェブサイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (16) その他館長が掲載をすることが適当ではないと認めもの
 - 2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主(次条第2項の規定より広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ)が指定したホームページまたはウェブサイト(以下「広告主ホームページ等」という)の内容についても適用する。

(広告記載の申込及び決定)

第3条

- 1 ビッグバンウェブサイトに広告を掲載しようとするもの(以下、申込者という)は、ビッグバンウェブサイト広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という)を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第4条

- 1 広告主は、ビッグバンが指定する期日までに広告原稿をデータでビッグバンに提出しなければならない。
- 2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前にビッグバンと協議しなければならない。
- 3 広告原稿の作成・提出に要する費用は広告主の負担とする。

(広告の規格等)

第5条

- 1 ビッグバンウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次の通りとする。
 - (1) 大きさ 天地50ピクセル×左右150ピクセル
 - (2) 画像形式 GIF89A形式
 - (3) 容量 10KB以内
- 2 広告の掲載位置、掲載順序は、ビッグバンが指定する位置とする。
- 3 ビッグバンウェブサイトへ掲載するバナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障がい

者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下、「ウェブコンテンツ JIS」という）の規定に配慮しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、バナー広告全体、または一部を高速に点滅させることは認めない。
- 5 前各号に掲げるもののほか、バナー広告のデザインに関して必要な事項は、館長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

（広告の掲載期間等）

第6条

- 1 広告の掲載期間は原則3ヶ月単位とし、掲載開始年度の3月末まで複数月にわたる掲載も可能とする。
- 2 広告は、掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、開催終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 広告掲載期間中、ビッグバンの都合によりビッグバンウェブサイトを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切り捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、次の通りとする。

- (1) 1ヶ月 10,000円

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、広告掲載開始日までのビッグバンが指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載の取消）

第9条

- 1 館長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。
 - (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
 - (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合

- (3) 広告主ホームページ等が事前連絡なく、閉鎖されたとき
- (4) 広告主ホームページ等の内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第1項の規定に反する状態に至っていると館長が判断したとき。
- (5) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適切であると館長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は原則返還しない。ただし、ビッグバンの都合により広告の掲載が出来なくなった場合は、この限りではない。

(広告主の責任等)

第11条

- 1 広告の内容等による一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 第三者から広告に関連して損害を被ったことによる請求がなされた場合は、広告主の責任において解決することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、館長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。